2024年度「戦略的イノベーション創造プログラム（ＳＩＰ）第３期／スマートモビリティプラットフォームの構築」に係る公募要領

２０２４年7月１９日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

自動車・蓄電池部

【受付期間】

2024 年 7 月 19 日(金)～2024 年 8 月 27 日(火) 正午　アップロード完了

【提出先および提出方法】

■Web 入力フォームから、必要情報の入力と提出書類（「4.提出書類の提出 (4)提出書類）のアップロードを行ってください。

＜Web 入力フォーム＞

https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/yj5s59777o2z

■他の提出方法（持参・郵送・FAX・E-mail 等）は受け付けません。

■提出時に受付番号を付与します。再提出時には、初回の受付番号を入力してください。また、再提出の場合は再度、全資料を再提出してください。

■再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。同一の提案者から複数の提案書類が提出された場合は、最後の提出のみを有効とします。

■アップロードするファイルは、全て PDF 形式ですが、一つの zip ファイルにまとめるなど、公募要領の指示に従ってください。なお、各ファイルにはパスワードは付けないでください。

【留意事項】

■登録、応募内容確認、送信ボタンを押した後、受付番号が表示されるため、受付期間内に完了させてください。

■入力・アップロード等の操作途中で提出期限が来て完了できなかった場合は、受け付けません。

■アップロードされたファイルにおいて、ウイルス検知又はその疑い等があると当機構が判断した場合は、調査のため第三者へファイルの提供を行う場合がありますので、予めご了承ください。

■通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に、提出期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。

2024年度「戦略的イノベーション創造プログラム（ＳＩＰ）第３期／
スマートモビリティプラットフォームの構築」
に係る公募について
（２０２４年7月１９日）

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「ＮＥＤＯ」という。）は、２０２３年度から２０２７年度まで「戦略的イノベーション創造プログラム（ＳＩＰ）第３期／スマートモビリティプラットフォームの構築プロジェクト」を実施する予定です。このプロジェクトへの参加を希望される方は、本公募要領に従いご応募ください。

今年度の事業は２０２４年度の政府予算に基づき実施いたしますが、後年度の予算は政府予算案等の審議状況や政府方針変更等、またＳＩＰは毎年度の評価結果等を踏まえた予算の配分額の決定及び調整が行われるため、事業の内容や予算規模、実施計画、概算払の時期等が変更されることがあります。

1. 件名

「戦略的イノベーション創造プログラム（ＳＩＰ）第３期／スマートモビリティプラットフォームの構築プロジェクト」

2. 事業概要

(1) 背景

総合科学技術・イノベーション会議では、国家的に重要な課題の解決を通じて、我が国産業にとって将来的に有望な市場を創造するとともに、日本経済の再生を果たすために、各省庁の取組を俯瞰しつつ、その枠を超えたイノベーションを創造するべく、戦略推進機能の強化を図ってきました。その一環として、戦略的イノベーション創造プログラム（以下「ＳＩＰ」という。）で、基礎研究から社会実装までを見据えて研究開発を一気通貫で推進し、府省連携による分野横断的な研究開発、及びその成果の社会実装に産学官連携で取り組むことを推進しており、２０２３年度（令和５年度）からＳＩＰ第３期が開始されました。

※ ＳＩＰについての詳細は「戦略的イノベーション創造プログラム（ＳＩＰ）概要」を参照してください。

(2) 目的

ＳＩＰ第３期の開始に向けて、２０２１年（令和３年）１２月２３日ガバニングボードにより、第６期科学技術・イノベーション基本計画（２０２１年（令和３年）３月２６日閣議決定）を踏まえ、我が国が目指す社会像（Society 5.0）からのバックキャストにより１５の課題候補が決定されました。これら課題候補について、２０２２年（令和４年）度はＳＩＰ第３期に向けたフィージビリティスタディが実施され、事前評価を踏まえて、２０２３年（令和５年）１月２６ 日にガバニングボードにて１４の課題が決定されました。各課題の「社会実装に向けた戦略及び研究開発計画（以下「戦略及び計画」という。）」（案）についてパブリックコメントの受付と、プログラムディレクター（ＰＤ）の公募を行い、２０２３年（令和５年）３月に各課題のＰＤ及び「戦略及び計画」 が決定されました。これらを踏まえ、１４の課題の一つである課題「スマートモビリティプラットフォームの構築」の推進に係る事業者の公募を２０２３年７月３日から８月１０日まで行い、19 の研究開発テーマにおいて 15 の事業の実施を決定いたしました。今回、物流及び安全な移動の課題の解決を図るために 2024 年度の追加公募を実施し、広く参加者を募集いたします。

(3) 事業内容

a. 名称：戦略的イノベーション創造プログラム（ＳＩＰ）第３期

b. 課題名：「スマートモビリティプラットフォームの構築」
（ＰＤ： 石田 東生（筑波大学））

c. 対象：
【研究開発に係わる全体構成】
本課題では、「移動する人・モノ・サービスの視点から、地域に存在する伝統的な公共交通手段に加えて、自家用車、貨物車などの広範なモビリティ資源や新しいモビリティ手段の活用を可能にするようなハードとソフト双方のインフラとこれらを包み込むまち・地域をダイナミックに一体化し、安全で環境にやさしく公平でシームレスな移動を実現するプラットフォーム」のミッションの実現に向けて、モビリティ資源の再定義と社会実装の推進、インフラのリ・デザイン、スマートモビリティサービスの実験・実装・ビジネス化の支援について取組みます。
具体的には、①モビリティサービスの再定義、社会実装に向けた戦略策定による、地域生活圏のモビリティ資源の最大限活用、②モビリティサービスを支えるインフラのリ・デザインに向けた研究開発の推進とリアルとデジタルの融合、③スマートモビリティサービスの実験・実装・ビジネス化を支援する装置・仕組みの開発による地域やモビリティ関係者の連携やビジネス化推進の観点で、3 つのサブ課題を設定することで、研究開発を推進します。
なお、効率的かつ効果的な研究開発の実施を図るため、後述の府省連携に係る進め方により、他の施策との連携を重点的に実施していきます。
また、データ連携については、各研究課題内に閉じることなく、複数の研究テーマを連動させた研究プロジェクトの重視、本課題内の複数のサブ課題、他の課題や施策との連携を重視します。

【本公募で提案を求める研究開発テーマ】
※応募にあたっては⑤または⑫をそれぞれ Web フォームより提案書を提出ください。（両方に応募する場合は２つの応募となります）
⑤物流 MaaS の実情把握と構築に向けての戦略構築
１）背景・目的
これまでの物流研究分野の成果を活かしつつ、実際のものの流れ、これは郵便、宅配からはじまり、工業製品の運搬、各種原材料の輸送まで様々なものが含まれるが、積み込みや積み下ろしの手間を含め、多くのプロセスで人手による作業工程が存在し、全体のものの流れの課題解決に至らない部分がある。
一般に運輸事業といわれるトラック、バス、タクシーは、いずれも労働集約型産業の側面が強く、省力化の余地は、現代においてもまだまだ多く存在する。いろいろな社会システムとの比較も踏まえて、物流 MaaS での取り組みが、物流システムの改善にどのように貢献できているのか、どこに障壁があるのか、診断と検証が求められている。

２）研究開発目標
産業・くらしを支える陸上物流の持続可能性が劣化していて危険な状態にある。本課題は、持続可能な道路物流システム、特に幹線物流の持続可能性を高める一つの手段として物流 MaaS の社会実装を加速することを目指す。物流システムには、発荷主・着荷主、幹線輸送・支線輸送・配送を担う輸送事業者、ハブとしての機能を担う倉庫事業者、データ連携を担う IT ベンダー、トラック OEM などが複雑に関与している。このため、持続可能な物流システム、物流 MaaS の成立とその基礎となる関係者の連携・共同が不可欠である。このような課題と現状認識に基づき、具体的には以下の研究調査を行う。
（ア） 物流システムの持続可能性と効率性を高める施策を抽出する。自動運転・高度

運転支援の効果計測と政策化、ハブの整備効果と既存ハブを最大活用できる高速道路料金政策、自動運転サービス支援道などの関係政策、種々の規制・制度（事業免許・運転免許、速度規制、就労時間規則など）、ビジネス慣習の改善（高速道路料金負担、ドライバーによる荷扱い、多重下請け制度）なども考えられるが、これらについては海外動向も見定めながら、ＳＩＰ関係者（国土交通省・経済産業省等の関係省庁やその他実施機関を含む）と密に連携・協力した上で事業を実施することとする。

（イ）　「デジタルライフライン全国総合整備計画※１」における「自動運転サービス支援道」および、「無人自動運転等の CASE 対応に向けた実証・支援事業※２」における「物流 MaaS の実現に向けた研究開発・実証事業」を踏まえ、「物流情報のデジタル化」および輸配送の効率化を推進する。具体的には、物流情報標準ガイドラインを実装するための課題を抽出・整理し、ガイドラインに即したデジタル情報への変換ソフトの開発等を行う。併せて、輸配送効率化を実践する上での課題を抽出（荷役時間の短縮のため事前段取り、両側荷役の実施、荷役作業員の専任化による荷役費用の課題、集約/中継拠点の整備・運営費用の課題等）し、対策案を立案する。

（ウ）　各種物流データを基に、現状分析およびシミュレーションを実施し、(ア)(イ)で立案した施策の効果を検証する。このため、幹線トラック物流の実データが不可欠であり、事業者は十分な蓄積を有していることが重要である。施策効果の計測指標としては、容積・重量を加味した積載効率、運転手拘束時間、車両運用時間、CO２排出量、待ち時間・空き時間（運転手、車両、倉庫施設・・）、費用なども考えられる。

（エ）　関係者とのコミュニケーションに当たってはデジタルサンドボックスを構築しその成果を活用する。デジタルサンドボックスの運用により抽出された知見、あるいはその準備作業過程で得られた知見をテストフィールドで実運用し、実装・ビジネス化にあたっての戦術を検討する。このためには事業者はすでに稼働している事業とそれによって培われてきたビジネスコミュニティ、関係省庁とのコミュニケーションラインを有していることが重要である。

（※１）デジタルライフライン全国総合整備計画
https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/digital_architecture/lifeline_portal/index.html

（※２）「無人自動運転等の CASE 対応に向けた実証・支援事業」
https://www.meti.go.jp/policy/automobile/caseyosan.html

＜年次実行計画＞

１年目

・　利用可能なデータの精査(種類、利用許諾、政策変数化･･･)
・　施策・政策にかかわる内外動向把握とデジタルシミュレーションの基本設計・実施、効果計測
・　物流情報標準ガイドラインに即したデジタル情報への変換ソフトの開発
・　輸配送効率化を実践する上での課題抽出、対策案の立案

２年目

・　デジタルシミュレータの構築とテストラン（デジタルツイン上のシミュレーション装置であり、VR/AR 性を問うものではない）
・　ここまででステージゲート評価を迎える

３・４年目

・　テストフィールドにおける実証を経ての制度化提言、ビジネスコミュニティの拡大強

化を図り、ビジネス化・社会実装を目指す

⑫リ・デザインに資する車両、インフラ等の要件抽出

１）背景・目的

誰もがモビリティディバイドなく安全・安心に移動するためには、屋外や屋内、公道や私有地を問わず、シームレスに移動できる車両が必要である。ある特定の環境に留まらず、異なる環境を跨いで自在に走行できる低速・軽量・省エネルギーな移動体を実現することで、移動の障壁を下げ、人々のウェルビーイング実現にも貢献することが期待される。

歩行者や他の小型モビリティ等、多様な移動手段が混在する空間での走行、建物の出入口やエレベータ等での走行においては、都市 OS や建物 OS、BIM、デジタルツイン（例：国土交通省 PLATEAU）等と連携することで、高度な自律走行（SAE レベル 2 以上相当）や遠隔監視、衝突未然防止、緊急ブレーキ、移動センサー等の高い機能を備えながらも、移動体自体に求められるスペックを一定程度下げられる可能性が考えられる。また、移動サービスとしてのオペレーションを想定すると、乗用車等への可搬性も重要となるほか、人だけでなく物だけの自律搬送も可能とすることで、活用範囲がより拡がると想定される。

２）研究開発目標

上記のような安全・安心な移動体について、活用シーン、コンセプト、基本性能、インフラ連携方策等を整理した上で、重点フィールドでの実証を行い、社会実装に向けた事業面・制度面の課題解決策を検討する。

現在、種々の小型モビリティが開発されている状況であるものの、航続時間や車両重量、持ち運びのしやすさ等、社会実装に向けては技術面での課題も多く、以下に示す要件のもと、実フィールドでの実証等を進めることで、移動体の社会実装および普及の促進を目指す。

想定する移動体は以下のスペックを想定する。

- 定員：1 名（最大）
- 耐荷重：約 100kg（+20kg 積荷、物だけの場合には 120kg）
- 走行速度：約 0～20km/h
- 航続時間：日常的な活用に大きな支障が出ないこと
- 車両重量：乗用車等に人間が積み降ろしできること
- その他：折りたたみ可能、屋外と屋内をいずれも走行できること、特別な装置等をエレベータに取り付けることなく人が関与しなくても多様なエレベータを利用できること

既存の取組では、公園内通路や空港の旅客ターミナルなど、限られた使途・外部環境での利用シーンにおいては実証実験が行われているものの、あらゆる状況での利用シーンを想定した包括的な走行については、実装を支える法制度やインフラが十分に整備されていないのが現状である。

例えば、歩行者や他の移動手段等との混在度合いが比較的低い空間では、こうした移動体が自由走行する形でも問題ないが、都心部などの混在度合いが高い空間では、歩行者や他の移動手段等からこうした移動体を分離させ、独立させた専用レーンの導入や歩道に移動体の走行車線を設ける等インフラ側の改変も考えられる。こうした自由走行と

軌道走行を組み合わせることで、人々の安全安心な移動を下支えするモビリティになり得る。また、本移動体は歩行の代替となる移動手段であることから、エレベータ等を利用した階層移動のシーンや踏切道の横断も想定する必要がある。こうした、種々の利用シーンを想定した包括的な実証実験を行いながら、移動体が自律的に走行できる技術開発を行うとともに、安心安全の追求という観点で既存インフラの改変の必要性含め、方向性を整理することが社会実装を後押しする。

一方、現状の法制度では、例えば歩行補助車や電動車いす等は道路運送車両として位置付けられておらず、電動キックボードは原動機付自転車に位置付けられる形となっている。従来は新たに開発される移動体の形状やスペックをふまえ、既存の移動体で類するものに分類するという整理がなされているが、本移動体については、関連する可能性のある道路交通法、道路運送車両法、軌道法等との整合性をふまえながら、所管省庁と連携の上、必要に応じ新たな分類を創設することも含め、法制度上の位置づけを明確化することが必要である。

また、ＳＩＰ第３期終了後の社会実装・普及促進を見据え、経済産業省と国土交通省が主導する「スマートモビリティチャレンジ」との協調・連携が有効であり、社会実装を後押しする仕組みづくりについても提言する（モビリティ・リ・デザイン論の構築）。

さらに、並行するＳＩＰ第３期のプログラム等とも連携を図りながら、移動体観測等の付加価値サービスの要件を抽出する。

なお、実証実験の実施や社会実装に向けた検討にあたっては、国土交通省、経済産業省、警察庁等の関係省庁と緊密に連携するほか、必要に応じ他の国プロジェクトとの連携を図ること。また、ＳＩＰ第３期の全体指針に基づき、マッチングファンドに積極的に取り組むこと。

＜年次実行計画＞

わが国が抱えるモビリティの資源、ヒト・モノの移動に関する障壁を棚卸しし、リ・デザインを推進する低速の新たな電動車両としてパーソナルモビリティを想定した車両の要件を整理する。さらに、今後の社会実装に向けた多様なモビリティ資源の要件の抽出を目指す。

１年目

- 有望な活用シーンの抽出
- 移動体コンセプトの形成
- 基本性能要件の検討

２年目

- 都市 OS や建物 OS、BIM、デジタルツイン等との連携方策の検討
- 重点フィールド（屋外と屋内の双方を含む、2 か所程度）の選定、実証準備

３年目、４年目

- 実証実験と連動しながら車両に関する要件を改定・精緻化
  - 研究開発項目 11）と連携した、都市空間（街路空間等）に適用した実証実験（2 か所程度）を実施
  - 研究開発項目 14）と連携した、モデル地区のデジタルツイン化と、デジタル空間での事前実施による合意形成・社会実験を実施
- 追加改良と検証試験：重点フィールドでの実証に伴い抽出された改良点の追加改良
- 実証結果を踏まえた事業面・制度面の提言
- 社会実装に向けた標準化の提案

(4)　事業期間

ＮＥＤＯが指定する日から２０２８年３月３１日までとします。

※　契約については、原則として２０２４～２０２５年度の複数年度契約の予定です。評価結果、その他の事由により、実施内容の見直し（早期終了・中止を含む）や調整等を行う場合もあります。

(5)　事業規模

２０２４年度は１００百万円以内です。

※　後年度の事業規模も１００百万円／年を予定していますが、政府予算案等の審議状況や政府方針変更等、またＳＩＰは毎年度の評価結果等を踏まえた予算の配分額の決定及び調整が行われるため、事業規模は変動することがあります。

(6)　各テーマの予算　上限の目安は以下のとおりです。

【サブ課題Ⅰ:モビリティサービスの再定義、社会実装に向けた戦略策定】

Ⅰ-2. モノの移動を確保する物流 MaaS

⑤物流 MaaS の実情把握と構築に向けての戦略構築（上限 50 百万円程度）

【サブ課題Ⅱ：モビリティサービスを支えるインフラのリ・デザインに向けた研究開発】

Ⅱ-4. 自動走行技術の活用による新たなモビリティサービスの構想

⑫リ・デザインに資する車両、インフラ等の要件抽出（上限 50 百万円程度）

3. 応募要件

応募資格のある法人は、次の(1)～(18)までの条件及び「２０２４年度実施方針」に示された条件を満たす、単独又は複数で受託を希望する企業等とします。

(1)　「科学技術イノベーション創造推進費に関する基本方針」ならびに「戦略的イノベーション創造プログラム運用指針」を十分に理解していること。

(2)　「戦略及び計画」ならびにプログラムディレクター（ＰＤ）やプロジェクトマネージャー（ＰＭ）等の意向を踏まえながら、ＳＩＰ 関係者（関係省庁やその他実施機関を含む）と密に連携・協力した上で事業を実施することができること。

(3)　「戦略及び計画」ならびにプログラムディレクター（ＰＤ）やプロジェクトマネージャー（ＰＭ）等と密に連携を取りながら、当該実施内容の方針・ＳＩＰ事業からの出口戦略・マッチングファンド・データ連携等について検討することができること。

(4)　「ＳＩＰ利益相反マネジメントポリシー」及び「ＳＩＰ利益相反マネジメント規則」を遵守し、十分に理解した上で課題の推進等に取り組むことができること。

(5)　国際競争力の強化や新たな産業の創出につなげるよう、「ＳＩＰ知的財産の扱いに関する運用指針」を十分踏まえることができること。

(6)　管理対象データの範囲の設定、管理対象データの保存、共有および必要な範囲での公開などを定めたデータマネジメントプラン（ＤＭＰ）（メタデータの付与を含む）を策定し、それに基づいてデータを適切に管理することができること。

(7)　「ＳＩＰ評価に関する運用指針」に基づき、自己点検を行うとともに、研究推進法人が実施するピアレビューやユーザーレビューに協力することができること。

(8)　関連するシンポジウムや、ウェブサイト等を通じて進捗状況や成果について利用者目線で分かりやすく情報発信するよう努めること、及び国際連携、国際標準化に取り組む課題については国際シンポジウムなどにより国際的な情報発信にも取り組むよう努めることができること。

(9)　内閣府・ＰＤ ならびに研究推進法人等のＳＩＰ関係者から求めがあった場合、事業開始から

ＳＩＰ第３期の事業期間終了後４年を経過するまで適切な範囲で追跡調査等に応じることができること。

(10) 海外からの不当な影響による、ＳＩＰにおける研究活動や、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念を認識した上で、研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を確保できるよう取り組むことができること。

(11) 革新技術を扱うことから法令への適合性について検討が必要であるものなど特に関連する法令について把握して、受託元に事前に報告すること、また、実施にあたって、遵守することができること。

(12) 当該技術又は関連技術の研究開発の実績を有し、かつ、研究開発目標達成及び研究計画遂行に必要となる組織、人員等を有していること。

(13) 委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤、資金及び設備等の十分な管理能力を有し、かつ、情報管理体制等を有していること。

(14) ＮＥＤＯがプロジェクトを推進する上で必要とする措置を、委託契約に基づき適切に遂行できる体制を有していること。

(15) 企業等がプロジェクトに応募する場合は、当該プロジェクトの研究開発成果の実用化・事業化計画の立案とその実現について十分な能力を有していること。

(16) 研究組合、公益法人等が応募する場合は、参画する各企業等が当該プロジェクトの研究開発成果の実用化・事業化計画の立案とその実現について十分な能力を有するとともに、応募する研究組合等とそこに参画する企業等の責任と役割が明確化されていること。

(17) 複数の企業等が共同してプロジェクトに応募する場合は、実用化・事業化に向けた各企業等間の責任と役割が明確化されていること。

(18) 本邦の企業等で日本国内に研究開発拠点を有していること。なお、国外の企業等（大学、研究機関を含む）の特別な研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観点から国外企業等との連携が必要な場合は、国外企業等との連携により実施することができること。

4. 提出期限及び提出先

本公募要領に従って「提案書」を作成し、その他提出書類とともに以下の提出期限までにアップロードを完了させてください。なお、持参、郵送、FAX 又は E-mail による提出は受け付けません。ただし、ＮＥＤＯから別途指示があった場合は、この限りではありません。

(1) 提出期限：　２０２４年８月２７日（火）正午アップロード完了

※ 応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、ウェブサイトでお知らせいたします。

なお、ＮＥＤＯ公式 SNS をフォローいただくと、ウェブサイトに掲載された最新の公募情報に関するお知らせを SNS で確認できます。

是非フォローいただき、御活用ください。

【参考】ＮＥＤＯ公式 SNS

https://www.nedo.go.jp/nedomail/index.html

(2) 提出先：　Web 入力フォーム

https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/yj5s59777o2z

(3) 提出方法

(2)提出先の Web 入力フォームで以下の①～⑲を入力いただき、⑳㉑をアップロードしてください。⑳にアップロードするファイルは、PDF 形式で１ファイルのみ、㉑でアップロードするファイルは提出書類毎（全て PDF 形式）に作成し、一つの zip ファイルにまとめてください。なお、アップロードするファイル（PDF、zip 等）にはパスワードは付けないでください。

提出時に受付番号を付与します。再提出時には、初回の受付番号を入力してください。再提出の場合は、再度、全資料を再提出してください。

提出された提案書を受理した際には代表法人連絡担当者宛に提案受理のメールを送付いたします。

■入力項目

①提案名(プロジェクト名)　(※)

②提案方式(⑤物流 MaaS の実情把握と構築に向けての戦略構築　または⑫リ・デザインに資する車両、インフラ等の要件抽出にチェックを入れてください)

③代表法人番号（13 桁）

④代表法人名称

⑤代表法人連絡担当者氏名

⑥代表法人連絡担当者職名

⑦代表法人連絡担当者所属部署

⑧代表法人連絡担当者所属住所

⑨代表法人連絡担当者電話番号

⑩代表法人連絡担当者Ｅ-mail アドレス

⑪研究開発の概要（1000 文字以内）

⑫技術的ポイント（※）

⑬代表法人研究開発責任者（※）

⑭共同提案法人名及び研究開発責任者名（複数の場合は、列記）（※）

⑮利害関係者（※）

⑯研究体制（担当研究開発項目番号と法人名を入力。）

例：研究開発項目①××会社、○○大学、研究開発項目②△△研究所

⑰研究期間（提案する研究期間を記載。）

⑱提案額（提案総額を入力。）

⑲初回の申請受付番号（再提出の場合のみ）

⑳提出書類（提案書）((４）提出書類のうち提案書を PDF 形式にしてアップロード)

㉑提出書類（その他）((４）提出書類のうち提案書以外をアップロード)

※利害関係の確認について

- ＮＥＤＯは、採択審査にあたり大学、研究機関、企業等の外部専門家による「採択審査委員会」を開催します。この採択審査委員会では公正な審査を行うことはもちろん、知り得た提案情報についても審査以外の目的に利用することを禁じております。
- その上で、採択審査委員の選定段階で、ＮＥＤＯは利害関係者を排除すべく細心の注意を払っているところですが、採択審査委員本人にも事前に確認を求め、より公平・公正な審査の徹底を図ることといたしております。
- そこで、提案者の皆さまには、採択審査委員に事前提供する情報の入力をお願いしております。

  ＮＥＤＯから①提案名、⑫技術的ポイント、⑬代表法人研究開発責任者、⑭共同提案法人名及び研究開発責任者名を採択審査委員に提示し、自らが利害関係者、とりわけ競合関係に当たるかどうか、の判断を促します。技術的なポイントについては、競合関係を特定することが可能と考える技術的なポイントを問題ない範囲で記載いただけますようお願いいたします。
- また、ＮＥＤＯが採択審査委員を選定する上で、利害関係者とお考えになる者がいらっしゃる場合には、⑮利害関係者に任意で記載いただいても構いません。なお、採択審査委員から、利害関係の有無の判断がつかないとのコメントがあった場合には、追加情報の提供をお願いす

る場合がございますので、御協力をお願いいたします。

- 提案者が大学や公的研究機関の場合は、研究開発責任者（本提案における事業者の研究開発の代表者）について、大学又は大学院に所属する研究者は学科又は専攻まで所属を、公的研究機関に所属する研究者は部門やセンターまで所属を記載ください。

  例：○○株式会社
  ○○大学○○学部○○学科　教授　○○　○○
  ○○大学院○○研究科○○専攻　教授　○○　○○
  ○○研究所　○○部門　部門長　○○　○○

(4) 提出書類

・提案書（別添１、別添２）
・研究開発統括責任者候補及び研究開発責任者の研究経歴書（詳細は別添３）
・若手研究者（40 歳以下）及び女性研究者数の記入について（詳細は別添３）
・ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況（詳細は別添４）
・事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票（詳細は別添５）
・その他の研究費の応募・受入状況（詳細は別添６）
・e-Rad 応募内容提案書（詳細は(5)）
・会社案内（会社経歴、事業部、研究所等の組織等に関する説明書）（提出先のＮＥＤＯ部課と過去１年以内に契約がある場合は不要）
・直近の事業報告書及び**直近３年分の**財務諸表（原則、円単位：貸借対照表、損益計算書（製造原価報告書、販売費及び一般管理費明細書を含む）、株主（社員）資本等変動計算書）
※「株主（社員）資本等変動計算書」については、会社法で定める株式会社、合同会社、合資会社及び合名会社に該当する場合にのみ提出ください。
※なお、審査の過程で、必要に応じて財務に関する追加資料の提出や代表者面談を求める場合があります。
・ＮＥＤＯが提示した契約書（案）（本公募用に特別に掲載しない場合は、標準契約書を指します）に合意することが提案の要件となりますが、契約書（案）について疑義がある場合は、その内容を示す文書
・当該提案内容に関して、国外企業等と連携している、又はその予定がある場合は当該国外企業等が連携している、若しくは関心を示していることを表す資料

(5) 提出にあたっての留意事項

- 提出書類は日本語で作成してください。
- 再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。同一の提案者から複数の提出書類が提出された場合は、最後の提出のみを有効とします。
- 登録、応募内容確認、送信ボタンを押した後、受付番号が表示されるまでを受付期間内に完了させてください。（受付番号の表示は受理完了とは別です。）
- 入力･アップロード等の操作途中で提出期限になり完了できなかった場合、受け付けません。
- 通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に、提出期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。
- 「３．応募要件」を満たさない者の提出書類又は不備がある提出書類は受理できません。
- 提出書類に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただきます。
- 受理後であっても、応募要件の不備が発覚した場合は、無効となる場合があります。
- 無効となった提出書類は、ＮＥＤＯで破棄させていただきます。
- 応募に際し、併せて府省共通研究開発管理システム（e-Rad）へ応募内容提案書を申請する

ことが必要です。共同提案の場合には、代表して一事業者から登録を行ってください。この場合、その他の提案者や再委託、共同実施先については、研究分担者の欄に研究者の登録をお願いします。詳細は、e-Rad ポータルサイトを御確認ください。

【参考】e-Rad ポータルサイト

https://www.e-rad.go.jp/

5. 秘密の保持

ＮＥＤＯは、提出された提案書について、公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書の管理に関するガイドラインに沿い定められた関係規程により、厳重な管理の下、一定期間保存します。この際、取得した個人情報については、法令等に基づく場合の提供を除き、研究開発の実施体制の審査のみに利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。また、提案書の添付資料「研究開発統括責任者候補及び研究開発責任者の研究経歴書（CV）」については、個人情報の保護に関する法律第 22 条の定めにより、採択先決定後、適切な方法をもって速やかに廃棄します。なお、e-Rad に登録された各情報（プロジェクト名、応募件名、研究者名、所属研究機関名、予算額及び実施期間）及びこれらを集約した情報は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取り扱われます。

ＮＥＤＯが別途委託する調査分析・業務支援機関及びＮＥＤＯが本事業を行うにあたり必要と認めた者に対し、必要に応じて提案書等を提供いたします。

6. 委託先の選定

(1) 審査の方法について

外部有識者による採択審査委員会とＮＥＤＯ内の契約・助成審査委員会の二段階で審査します。

契約・助成審査委員会では、採択審査委員会の結果を踏まえ、ＮＥＤＯが定める基準等に基づき、最終的に実施者を決定します。必要に応じてヒアリング審査や資料の追加、代表者面談等をお願いする場合があります。

なお、委託先の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめ御了承ください。

(2) 審査基準

a. 採択審査の基準

i. 提案内容がＳＩＰの趣旨を理解し、「戦略及び計画」に合致しているか

ii. 提案された方法に新規性があり、国際比較も含め、技術的に優れているか

iii. 提案内容・研究計画は実現可能か（技術的可能性、計画、中間目標の妥当性等）、共同提案の場合、各者の提案が相互補完的であるか

iv. 応募者は本研究開発を遂行するための高い能力を有するか（関連分野の開発等の実績、再委託予定先等を含めた実施体制、優秀な研究者等の参加等）。

v. 応募者が当該研究開発を行うことにより国民生活や経済社会への波及効果は期待できるか（企業の場合、成果の実用化・事業化が見込まれるか。大学や公的研究開発機関等で、自らが実用化・事業化を行わない場合には、どの様な形で製品・サービスが実用化・事業化されることを想定しているか。実用化・事業化に向け、並行して行われるべき知財・標準化の検討は十分か。等）

vi. ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況（平成 28 年 3 月 22 日にすべての女性が輝く社会づくり本部において、社会全体で、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、新たに、女性活躍推進法第 24 条に基づき、総合評価落札方式等による事業でワーク・ライフ・バランス等推進企業をよ

り幅広く加点評価することを定めた「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」が決定されました。本指針に基づき、女性活躍推進法に基づく認定企業(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)、次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業・トライくるみん認定企業)、若者雇用促進法に基づく認定企業（ユースエール認定企業）に対しては加点評価されることとなります。)

vii. 総合評価

b. 契約・助成審査委員会の選考基準

次の基準により委託予定先を選考するものとする。

i. 委託業務に関する提案書の内容が次の各号に適合していること。

1. 開発等の目標がＮＥＤＯの意図と合致していること。
2. 開発等の方法、内容等が優れていること。
3. 開発等の経済性が優れていること。

ii. 当該開発等における委託予定先の遂行能力が次の各号に適合していること。

1. 関連分野の開発等に関する実績を有すること。
2. 当該開発等の行う体制が整っていること。
   （再委託予定先等を含む。なお、国際共同研究体制をとる場合、そのメリットが明確であること。また、特にＮＥＤＯの指定する相手国の研究開発支援機関の支援を受けようとしている(または既に受けている)場合はその妥当性が確認できること。)
3. 当該開発等に必要な設備を有していること。
4. 経営基盤が確立していること。
5. 当該開発等に必要な研究者等を有していること。
6. 委託業務管理上ＮＥＤＯの必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。

なお、委託予定先の選考に当たってＮＥＤＯは、以下の点を考慮します。

1. 優れた部分提案者の開発等体制への組み込みに関すること。
2. 各開発等の開発等分担及び委託金額の適正化に関すること。
3. 競争的な開発等体制の整備に関すること。
4. 一般社団法人若しくは一般財団法人又は技術研究組合等を活用する場合における役割の明確化に関すること。

(3) 委託先の公表及び通知

a. 採択結果の公表等

採択した案件に関しては、実施者名（再委託先・共同実施先含む)、事業概要をＮＥＤＯのウェブサイト等で公開します。不採択とした案件については、その旨を不採択とした理由とともに提案者へ通知します。

b. 採択審査員の氏名の公表について

採択審査員の氏名は、採択案件の公開時に公開します。

c. 附帯条件

採択に当たって条件（提案した再委託は認めない、他の機関との共同研究とすること、再委託研究としての参加とすること、ＮＥＤＯ負担率の変更等）を付す場合があります。

(4) スケジュール

２０２４年7月１９日：　公募開始
7月３０日：　公募説明会（Microsoft Teams による Web 会議）
８月２７日：　公募締切
９月下旬（予定）：　採択審査委員会（外部有識者による審査）
１０月上旬（予定）：　契約・助成審査委員会
１０月上旬（予定）：　委託先決定
１０月上旬（予定）：　公表（プレスリリース）
１２月ごろ（予定）：　契約

7. 留意事項

(1) 契約及び委託業務の事務処理等について

新規に業務委託契約を締結するときは、最新の業務委託契約約款を適用します。また、委託業務の事務処理は、ＮＥＤＯが提示する事務処理マニュアルに基づき実施していただきます。委託業務事務処理やプロジェクトマネジメントに関する一連の手続きについては、ＮＥＤＯが運用する「ＮＥＤＯプロジェクトマネジメントシステム」を利用していただくことが必須になります。なお、利用に際しては利用規約（https://www.nedo.go.jp/content/100906708.pdf）に同意の上、利用申請書を提出していただきます。

【参考】
・委託事業の手続き：約款・様式　https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html
・委託事業の手続き：マニュアル　https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html

(2) 国立研究開発法人から民間企業への再委託

国立研究開発法人から民間企業への再委託又は共同実施（再委託先又は共同実施先へ資金の流れがないものを除く。）は、原則認めておりません。

(3) 研究開発計画の見直しや中止

ステージゲート方式の採用により、研究開発の途中段階で実施内容の見直しや研究開発を中止する場合があります。

(4) 事業化計画書

契約締結後に業務委託契約約款第 27 条第 2 項又は共同研究契約約款第 29 条第 2 項に該当する事象が生じた場合は、速やかに「研究開発成果の事業化計画書」（別添２）を変更し提出していただきます。

(5) 研究開発統括責任者候補及び研究開発責任者の研究経歴書の記入（詳細は別添３）

提案書が共同提案による全体提案の場合は、プロジェクトリーダーの候補となる「研究開発統括責任者」候補を記載し、研究経歴書を提出していただきます。

また、全体提案又は部分提案のいずれの場合においても、各提案者の研究開発の責任者となる「研究開発責任者」の研究経歴書を提出していただきます。研究開発責任者は、契約後の委託業務においては、上記の事務処理マニュアル中に記載の業務管理者（委託業務を遂行する際の責任者）を想定しています。

【参考】研究者情報の researchmap への登録について

researchmap（https://researchmap.jp/）は日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報は、インターネットを通して公開することもできます。

また、e-Rad とも連携しており、登録した情報を他の公募で求められる内容に応じて活用することもできます。 researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本事業実施者は、researchmap への登録も併せてご検討ください。（researchmap は、ＮＥＤＯが運用するシステムではありません。）

(6) ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況（詳細は別添４）

提案書の実施体制に記載される委託先について、女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業・トライくるみん認定企業）、若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）の状況を記載していただきます。

(7) ＮＥＤＯ事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票（詳細は別添５）

提案書の実施体制に記載する全ての提案者（再委託等は除く。）において、プロジェクトを遂行する上で取得又は知り得た保護すべき一切の情報（機微情報）に関して、機微情報の保持に留意して漏えい等防止する責任を負うことから、提案時又は契約締結時に予定する関係規程の整備や機微情報を取扱う者の体制の構築等についての確認表を提出していただきます。

なお、情報管理体制等を有することを提案者の応募要件としているため、全ての確認項目に対して、採択後の契約締結時までに対応する必要があります。（仮に、契約締結時までに未対応の場合には応募要件を満たさなかったものとして不採択扱いとなります。）

(8) 追跡調査・評価

研究開発終了後、本研究成果についての追跡調査・評価に御協力いただく場合があります。追跡調査・評価については、以下 Web ページに掲載の「追跡調査・評価の概要」を御覧ください。

https://www.nedo.go.jp/content/100931274.pdf

(9) 知財マネジメント（詳細は、別添７）

本プロジェクトは、「戦略的イノベーション創造プログラム（ＳＩＰ）第３期」における知財マネジメント方針を適用し、産業技術力強化法第 17 条（日本版バイ・ドール規定）が適用されます。

本プロジェクトの成果である特許等について、「特許等の利用状況調査」（バイ・ドール調査）に御協力をいただく場合があります。

(10)データマネジメント（詳細は、別添８）

本プロジェクトはＮＥＤＯプロジェクトにおけるデータマネジメント基本方針のうち【委託者指定データがない場合】を適用します。

(11)「国民との科学・技術対話」への対応

本事業を受託する事業者は、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動（以下、「国民との科学・技術対話」という。）に関する直接経費の計上が可能です。本事業において「国民との科学・技術の対話」の活動を行う場合は、その活動の内容及び必要な経費を提案書に記載して提出してください。本活動に係る支出の可否は、研究活動自体への影響等も勘案して判断します。

また、本活動を行った場合は、年度末の実績報告書等に活動実績を盛り込んで報告してください。本活動は中間評価・終了時評価の対象となります。

なお、本事業以外で自主的に本活動に取り組むことは妨げませんが、間接経費を活用して本活動を行った場合は実績報告書への記載等（本活動に係る事項のみで結構です）によりＮＥＤＯに

報告してください。

【参考】「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）
https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/

(12)公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。※1）及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」（平成 16 年 4 月 1 日 16 年度機構達第 1 号。ＮＥＤＯ策定。以下「補助金停止等機構達」という。※2）に基づき、ＮＥＤＯは資金配分機関として必要な措置を講じることとします。併せて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※1.「不正使用等指針」についてはこちらを御参照ください：　経済産業省ウェブサイト
https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html
※2.「補助金停止等機構達」についてはこちらを御参照ください：ＮＥＤＯウェブサイト
https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

a. 本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合

i. 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。

ii. 不正使用等を行った事業者等に対し、ＮＥＤＯとの契約締結や補助金等の交付を停止します。
（補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大 3 年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。）

iii. 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者（善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。）に対し、ＮＥＤＯの事業への応募を制限します。
（不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降 1～5 年間の応募を制限します。また、個人の利益を得るための私的な流用が確認された場合には、10 年間の応募を制限します。）

iv. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からＮＥＤＯに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にも i～iii の措置を講じることがあります。

v. 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名（研究者名）及び不正の内容等について公表します。

b. 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定）に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。

体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、ＮＥＤＯでは、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

(13)研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」(平成 19 年 12 月 26 日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。※3）及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」(平成 20 年 2 月 1 日 19 年度機構達第 17 号。ＮＥＤＯ策定。以下「研究不正機構達」という。※4）に基づき、ＮＥＤＯは資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※3. 研究不正指針についてはこちらを御参照ください：　経済産業省ウェブサイト
https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

※4. 研究不正機構達についてはこちらを御参照ください：　ＮＥＤＯウェブサイト
https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

a. 本事業において不正行為があると認められた場合

i. 当該研究費について、不正行為の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。

ii. 不正行為に関与した者に対し、ＮＥＤＯの事業への翌年度以降の応募を制限します。
（応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降 2～10 年間）

iii. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、ＮＥＤＯの事業への翌年度以降の応募を制限します。
（応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降 1～3 年間）

iv. 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記 iii により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からＮＥＤＯに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。

v. ＮＥＤＯは不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

b. 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

c. ＮＥＤＯにおける研究不正等の告発受付窓口

ＮＥＤＯにおける公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構　法務部
〒212-8554　神奈川県川崎市幸区大宮町 1310
電話番号：　044-520-5131
FAX 番号：　044-520-5133
E-mail：helpdesk-2@ml.nedo.go.jp
ウェブサイト：　研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口
https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html
（電話による受付時間は、平日：9 時 30 分～12 時 00 分、13 時 00 分～18 時 00 分）

(14)大学・国立研究開発法人等における若手研究者の自発的な研究活動

2020 年度以降の新規契約について、大学又は国立研究開発法人等で雇用される 40 歳未満（40 歳となる事業年度の終了日まで）の若手研究者による当該プロジェクトの推進に資する自発的な研究活動の実施を可能とします。

なお、採択決定後、大学又は国立研究開発法人等は、実施計画書に予めその旨を記載し、その実績を従事日誌又は月報等により当機構に報告することになります。

【参考】競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針
https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/jisshishishin.pdf

(15)RA（リサーチアシスタント）等の雇用

第６期科学技術・イノベーション基本計画においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生に対する経済的支援を充実すべく、数値目標が掲げられています。

本プロジェクトにおいても RA（リサーチアシスタント）等の研究員登録が可能であり、本プロジェクトで、研究員費を支払うことが可能です。

なお、本プロジェクトを通じて知り得る秘密情報を取り扱う RA 等は、ＮＥＤＯと契約を締結する大学組織との間で、守秘義務を含む雇用契約を締結されている必要があり、本プロジェクトに直接に従事する者は、全て研究員登録を行う必要があります。

【参考】
・第６期科学技術・イノベーション基本計画
https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/index6.html
・研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ
https://www8.cao.go.jp/cstp/package/wakate/wakatepackage.pdf
・ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン
https://www.mext.go.jp/content/20201203-mxt_kiban03-000011852_1.pdf

(16)国立研究開発法人の契約に係る情報の公表（詳細は、別添９）

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）に基づき、採択決定後、ＮＥＤＯとの関係に係る情報をＮＥＤＯのウェブサイトで公表することがあります

ので御了知ください。なお、本公募への応募をもって同意されたものとみなします。

(17)安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

a. 我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制※が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

※我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）から成り立っています。

b. 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）又は特定類型※に該当する居住者に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USB メモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

※ 非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第２５条第１項及び外国為替令第１７条第２項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1.（3）サ①～③に規定する特定類型を指します。

c. また、外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を業として行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります※。本委託事業を通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご留意ください。経済産業省から指定のあった事業については委託契約締結時までに、本委託事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認、及び輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行います。輸出の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、輸出又は本委託事業終了のいずれか早い方までの体制整備を求めます。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて、経済産業省に報告する場合があります。また、本委託事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約の全部又は一部を解除する場合があります。

※ 輸出者等は外為法第 55 条の 10 第 1 項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制を言います。

d. 安全保障貿易管理の詳細については、以下をご覧ください。

- 安全保障貿易管理（全般）　https://www.meti.go.jp/policy/anpo/
  （Q&A　https://www.meti.go.jp/policy/anpo/qanda.html　）
- 一般財団法人安全保障貿易センター　モデル内部規程
  https://www.cistec.or.jp/export/jisyukanri/modelcp/modelcp.html
- 安全保障貿易ガイダンス（入門編）
  https://www.meti.go.jp/policy/anpo/guidance.html
- 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）
  https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf
- 大学・研究機関のためのモデル安全保障貿易管理規程マニュアル
  https://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigaku/manual.pdf

(18) 「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除

「不合理な重複」（注１）、又は「過度の集中」（注２）が認められる場合には、採択を行わないことがあります。また、それらが採択後に判明した場合には、採択取り消し又は減額することがあります。

（注１）

同一の研究者による同一の研究課題（競争的研究費が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。）に対して、複数の競争的研究費その他の研究費（国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの（※）。）が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

○実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究課題について、複数の競争的研究費その他の研究費に対して同時に応募があり、重複して採択された場合

○既に採択され、配分済の競争的研究費その他の研究費と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合

○複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合

○その他これらに準ずる場合

（※）所属する機関内において配分されるような基盤的経費又は内部資金、商法で定める商行為及び直接又は間接金融による資金調達を除く。

（注２）

同一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

○研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合

○当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間（※）に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（%））に比べ、過大な研究費が配分されている場合

○不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合

○その他これらに準ずる場合

（※）研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

① 現在の他府省を含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況や、現在の全ての所属機関・役職に関する情報について応募書類や共通システムに事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。

② 提出いただく情報については、守秘義務を負っている者のみで扱います。また、他の配分機関や関係府省間で情報が共有されることがあり得ますが、その際も守秘義務を負っている者のみで共有を行います。

③ 共通システムを活用し、不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募内容の一部に関する情報を競争的研究費の府省庁担当課（独立行政法人等である配分機関を含む。以下同じ。）間で共有します。応募書類や共通システムへの記載及び他府省からの情報等により「不合理な重複」又は「過度の集中」と認められる場合は、その程度に応じ、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分を行います。

④ 研究費や所属機関・役職に関する情報に加えて、寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき、所属機関に適切に研究者から報告が行われていないことが判明した場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。また、当該応募課題に使用しないが、別に従事する研究で使用している施設・設備等の受入状況に関する情報については、不合理な重複や過度な集中にならず、研究課題が十分に遂行できるかを確認する観点から、事業者に対して、当該情報の把握・管理の状況について提出を求めることがあります。

⑤ 各機関においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」（令和３年４月２７日　統合イノベーション戦略推進会議決定）を踏まえた利益相反・責務相反に関する規程が整備されていることが重要です。各機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況を必要に応じて照会を行うことがあります。

⑥ 今後、秘密保持契約等を締結する際は、競争的研究費の応募時に、必要な情報に限り提出することがあることを前提とした内容とすることを検討いただきますようお願いいたします。 ただし、企業戦略上著しく重要であり、秘匿性が特に高い情報であると考えられる場合等、秘匿すべき情報の範囲について契約当事者が合意している契約においては、秘匿すべき情報を提出する必要はありません。なお、必要に応じて提案者に秘密保持契約等について、関係府省またはＮＥＤＯから照会を行うことがあります。

【参考】
・競争的資金研究費の適正な執行に関する指針
https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin_r3_1217.pdf

(19)研究開発資産の帰属・処分について

①資産の帰属

委託業務・共同研究業務（企業・公益法人等が委託先・共同研究先の場合）を実施するために購入し、または製造した取得資産のうち、取得価額が５０万円（消費税込）以上、かつ法定耐用年数が１年以上の資産については、ＮＥＤＯに所有権が帰属します。（約款第２０条第１項）

なお、委託先・共同研究先が、国立研究開発法人等（国立研究開発法人、独立行政法人）、大学等（国公立大学、大学共同利用機関、私立大学、高等専門学校）、地方独立行政法人の場合には、資産は原則として委託先・共同研究先に帰属します。

②資産の処分

委託先は、業務委託契約に基づき委託事業期間終了後、有償により、ＮＥＤＯ帰属資産をＮＥＤＯから譲り受けることとなっています。その際の価額は、事業終了日の残存価額となります。（約款第２０条の２第１項・第３項）

(20)特許出願の非公開に関する制度の留意点

a.　特許出願の非公開に関する制度

委託先は、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」（以下、「経済安全保障推進法」という。）に基づく特許出願の非公開制度（令和６年５月１日施行）において出願人又は発明共有事業者としての義務を遵守することが求められます。例えば、以下の点について特に留意が必要です。

・同制度により安全保障上極めて機微な発明を含むものとして保全指定された出願の機密情報に

ついて開示の禁止及び厳格な管理が求められます（経済安全保障推進法第７４条及び第７５条）。
・また、政令で定める特定技術分野に属する発明は保全対象の発明でないことが明らかとなるまで外国出願（ＰＣＴ出願を含む）が禁止されます（経済安全保障推進法第７８条）。したがって外国出願を行う際には、特定技術分野との関係に十分に留意してください。

これらの義務に違反した場合には、罰則が科せられ得るため、十分に留意してください。

特許出願の非公開に関する制度一般の内容については以下をご覧下さい。

＜特許出願の非公開に関する制度＞

https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/patent.html

b. 同制度に伴うＮＥＤＯへの技術情報の提示についての留意点

また、特許出願に関する詳細な技術情報であって、以下に該当する場合については、公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい発明の構成を開示する詳細な形では、原則としてＮＥＤＯに提示してはいけません。公募時に提出する提案書及びその他提出書類もこの考え方に準じますので、十分ご留意ください。

・当該特許出願が本制度による保全指定中
・当該特許出願が特許庁による内閣府への送付の要否の選定中（ただし、明らかに特定技術分野に該当しない特許出願は除く）
・当該特許出願が内閣府による保全審査中
・特許出願を予定している技術情報（ただし、明らかに特定技術分野に該当しない技術情報は除く）

ただし、プロジェクトマネジメントにおける必要性等からＮＥＤＯが求めた場合には、ＮＥＤＯが指定する方法で提示する必要があります。

(21)ＥＢＰＭに関する取組への協力について

ＥＢＰＭ（Evidence-Based Policy Making：証拠に基づく政策立案）（※）の取組を政府として推進すべく、提案時から事業終了時までに提供いただいた情報（提供いただいた情報を加工して生じた派生的な情報も含みます）については、効果的な政策立案や、政策の効果検証のため、経済産業省、及びその業務委託先、独立行政法人、大学その他の研究機関・施設等機関（政策の効果検証目的のみの利活用や守秘義務等の遵守に係る誓約書を提出した機関・研究者）に提供・利活用される場合があります。

本事業への応募にあたっては、上記のＥＢＰＭに関する取組への協力に同意したものとみなします。

（※）政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠（エビデンス）に基づくものとすることです。限られた予算・資源のもと、各種の統計を正確に分析して効果的な政策を選択していくＥＢＰＭの推進は、2017 年以降毎年、政府の経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）にも掲げられており、今後もますます重要性が増していくことが予想されます。

8. 説明会の開催

当該公募の内容、契約に係る手続き、提出する書類等についての公募説明会をオンラインにて開催し、説明いたしますので、応募を予定される方は可能な限り出席してください。オンライン公募説明会参加にあたっては、下記メールアドレス宛に E-mail にてお申し込みください。

＜オンライン公募説明会の日時、会場＞

日時 ： ２０２４年7月３０日（火）１３時３０分～１４時３０分

会場 ： Microsoft Teams による Web 会議

＜参加申込方法＞

申込期限：２０２４年7月２９日（月）正午まで

出席希望の企業等は、所属機関名、出席者氏名、出席者の連絡先（TEL 及び電子メールアドレス）を E-mail で自動車・蓄電池部担当 sip3-smartmobility@nedo.go.jp　までご連絡ください。（様式は問いません）返信にて当日の Microsoft Teams 会議のリンクを連絡いたします。

9. 問い合わせ先

本事業の内容及び契約に関する質問等は説明会で受け付けます。それ以降のお問い合わせは、２０２４年7月３０日から8月２２日の間に限り以下の問い合わせ先の E-mail で受け付けます。ただし審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

自動車・蓄電池部　鍛代、伊藤、渡辺、川畑

E-mail：sip3-smartmobility@nedo.go.jp

10. ＮＥＤＯ事業に関する業務改善アンケート

ＮＥＤＯでは、ＮＥＤＯ事業に関する業務改善アンケートを常に受け付けております。

ご意見のある方は、以下リンクの「7. ＮＥＤＯ事業に関する業務改善アンケート」から、ご意見お寄せいただければ幸いです。なお、内容については、本プロジェクトに限りません。

https://www.nedo.go.jp/shortcut_jigyou.html

関連資料

- ２０２４年度実施方針
- スマートモビリティプラットフォームの構築　社会実装に向けた戦略及び研究開発計画

資料 1：戦略的イノベーション創造プログラム（ＳＩＰ）概要

資料 2：科学技術イノベーション創造推進費に関する基本方針

資料 3：戦略的イノベーション創造プログラム運用指針

資料 4：ＳＩＰ利益相反マネジメントポリシー

資料 5：ＳＩＰ利益相反マネジメント規則

資料 6：ＳＩＰ知的財産の扱いに関する運用指針

資料 7：ＳＩＰ評価に関する運用指針

資料 8：ＳＩＰ第３期におけるマッチングファンドの考え方について

資料 9：公募説明会資料

別添 1：提案書作成上の注意、表紙、本文（スマートモビリティ）

別添 2：研究開発成果の事業化計画書（スマートモビリティ）

別添 3：研究開発統括責任者候補研究経歴書及び研究開発責任者経歴書の記入について

別添 4：ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況について

別添 5：NEDO 事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票について

別添 5-1：NEDO 事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票（研究・実証事業用）

別添 6：その他の研究費の応募・受入状況

別添 7：「戦略的イノベーション創造プログラム（ＳＩＰ）第３期」における知財マネジメント方針

別添 8：NEDO プロジェクトにおけるデータマネジメント基本方針

別添 9：契約に係る情報の公表について

別添 10-1：「戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）第３期」に関する特別約款

別添 10-2：「戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）第３期」に関する特別約款（大学・国立研究開発法人等用）

業務委託契約書（案）及び業務委託契約約款（本公募用に特別に掲載しない場合は、「業務委託契約標準契約書」を指します）